

せいかつほご

# 生活保護のしおり

## 1.生活保護とは

私たちの一生の間には、病気や高齢で仕事ができなくなったり、生計の中心者が亡くなったり事故にあったりするなど、いろいろな事情で生活が苦しくなってどうにもならなくなることがあります。

日本国憲法第25条には「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念が定められています。生活保護は、この理念に基づき、生活に困っている人に最低限度の生活を保障するとともに、その人が自分の力で生活していけるよう支援することを目的とした制度です。したがって、保護を受ける人は、自分の生活のためにあらゆる努力をすることが必要です。

## 2.生活保護を受ける前には

生活保護を受ける前には、次のような努力をしてください。

それでもなお最低限度の生活が維持できない場合に、生活保護法による援助が受けられることになっています。

①働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。

②保有している資産は、活用したり処分したりして、生活費にあててください。

よちよきん ゆうかしやうけん せいめいほけん ききんぞく  
(預貯金・有価証券・生命保険・貴金属・土地・家屋・自動車などは、  
げんそく  
原則として保有を認められない資産です)

- ③親や子ども、兄弟姉妹らとよく話し合い、できるかぎりの援助を受ける努力をしてください。
- ④年金や手当、保険など、他の法律や制度で受けられる援助がある場合は、それを先に受けてください。

### 3.生活保護の種類は

生活保護にはつぎの 8 つの種類 (扶助といいます) があり、その世帯の状況に応じて受けられることになっています。

- ①生活扶助 しょくりやうひ いりやうひ こうねつすいひ  
食料費・衣料費・光熱水費など、日常生活に必要な費用
- ②住宅扶助 ちだい しゅうり  
家賃・地代・家屋の修理などの費用
- ③教育扶助 ぎ むきやういく  
義務教育に必要な学用品・給食費などの費用
- ④介護扶助 かいごほけん  
介護保険によるサービスを受けるために必要な費用
- ⑤医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用
- ⑥出産扶助 出産に必要な費用
- ⑦生業扶助 しょうきぼ じぎやう いとな  
小規模の事業を営む費用  
ぎのう  
技能を身につけるための費用  
しゅうがく  
高校就学に必要な費用  
しゅうしょく ちやくせつひつやう  
就職するために直接必要な費用
- ⑧葬祭扶助 そうさい  
葬祭に必要な費用

## 4.生活保護のしくみ

生活保護では、世帯全員の収入と国が定めた月ごとの最低生活費を比べたうえで、その不足分を保護費として支給することになります。

◎最低生活費は、家族数や年齢などをもとにして、国が定めたものです。

◎収入とは、その世帯の勤労収入や年金、手当、仕送り、臨時収入などを合計したものです。

◎働いて得た収入からは、基礎控除や必要経費などの控除が認められています。

※安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなった場合、保護廃止時に就労自立給付金が支給されることがあります。

## 5.生活保護を申請されたら

①同意書を提出してもらったうえで資産調査をします。

②戸籍調査のうえ扶養義務者に援助の有無の調査表を送付します。

③病気の方は病院にいつて検診をうけてもらいます。

④保護の要否については、申請から14日以内に通知します。

⑤保護の要否がでるまでに病院にいかれる方は担当ケースワーカーに相談して下さい。

## 6. 暴力団に対する生活保護の適用について

暴力団員が申請者の場合、福祉事務所による生活実態の把握や資産等調査が困難であり保護の要件を満たさないことから、急迫した状況にある場合を除き申請を却下します。また、保護受給中に被保護者が暴力団員であることが判明した場合、保護の廃止を検討します。

## 7. 生活保護を受けているときに守っていただくこと

- ① 家族のなかで働ける人はその能力に応じて働き、少しでも収入を増やすように努力してください。
- ② かけごとや飲酒をやめるなど、生活費のムダをなくし、生活の維持・向上に努めてください。
- ③ 病気の方は医師の意見に従って、早く元気な体になるよう療養してください。
- ④ 必要な訪問・調査は拒否しないでください。
- ⑤ 自動車の保有および他人名義の自動車の使用は、原則として認められません。
- ⑥ 次のことについては必ず届け出てください。(届け出義務)
  - (1) 収入および収入額の変更は、すべて申告してください。
    - ◎ 給料や内職収入など(給料明細書など)
    - ◎ 年金や恩給、諸手当、雇用保険などの収入(支払通知など)

◎仕送り

◎賞与<sup>しょうよ</sup>や保険金、慰謝料<sup>いしやりょう</sup>などの臨時収入<sup>りんじ</sup>

◎上記の収入額に変更があったとき

(2) 生活状況が変わったときは、速<sup>すみ</sup>やかに連絡<sup>れんらく</sup>してください。

◎就<sup>しゅうしょく</sup>職<sup>たいしょく</sup>や退職<sup>ないしょく</sup>、内職の変更など

◎世帯員の転出や転入、妊娠<sup>にんしん</sup>、結婚<sup>けっこん</sup>、死亡など

◎進学<sup>しんがく</sup>や卒業<sup>そつぎょう</sup>、中退<sup>ちゅうたい</sup>などされるとき

◎交通事故などにあわれたとき

◎長期間<sup>るす</sup>留守にされるとき

◎家賃や地代が変わったとき

◎転居しなければならなくなったとき

◎その他生活状況が変わったとき

⑦収入の有無<sup>うむ</sup>に関わらず 収入申告書を定期的に<sup>ていしゆつ</sup>提出してください。

⑧福祉事務所の指導<sup>ふくしじむしょ</sup>や指示<sup>しどう</sup>には必ず<sup>しじ</sup>従<sup>したが</sup>ってください。従われない場合は、保護を続けることができなくなる場合があります

## 8. 病気になったり介護が必要になったときは

①病気で受診<sup>じゆしん</sup>するときや介護保険による介護サービスを利用されるときは、事前<sup>じぜん</sup>に福祉事務所に来所し申請してください。急病などのときは、先に受診されてもかまいませんが、後日、速<sup>すみ</sup>やかに来所してください。

- ②同じ病気で2つ以上の病院にかかることがないようにしてください。
- ③入院、退院をされたときは連絡してください。
- ④医師の指導に従って治療ちりょうに努め、自分勝手に治療ちゅうだんを中断したり、転院したりしないでください。

## 9. 地区担当員(ケースワーカー)とは

地区担当員は、正しい保護を行うため、定期的および必要に応じて家庭訪問をします。また、保護を受けている世帯の生活の維持・向上をはかるため必要な質問や助言じょげんを行いますので協力してください。

地区担当員は皆さんのよき相談相手そうだんあいてでもありますので、困ったことや、わからないことがあれば遠慮えんりょなく相談してください。

## 10. 民生委員とは

福祉事務所と協力関係にある民生委員は、それぞれの地区の困こまっている人たちなどの相談そうだんに応じ、福祉事務所への橋渡しはしわたしの役割やくわりをしてくれています。

皆さんの身近な相談相手みなみちかですので、気軽に相談してください。

## 11. 保護費の支給は

- ①保護費は原則として毎月5日（休日・祝祭日・土曜日のときは、その前日又は前々日等）に、皆さんの届け出された金融機関の口座にお支払いします。

②保護費として受け取ったお金は、税金ぜいぎんがかかったり差押さしおさえられたりすることはありません。

③決定した保護の内容に納得なつとくできないときは、不服申し立てふふくもうしたてをすることができます。

## 12.保護費を返してもらったこともあります

①資産がありながら保護を受けた場合

さし迫った事情のため資産があるにもかかわらず保護を受けたとき、年金・手当などを受けられなかった人が遡さかのぼってそれらを受給したとき、交通事故の賠償金ばいしょうきんを受け取ったときなどは、原則として、その収入の範囲内はんいないで保護費へんかんを返還していただくことになります。

②不正ふせいに保護を受けた場合

収入があるのに申告しなかったり、ウソの申告をして不正に保護を受けたりしたときは、不正に受けた保護費全部を返還していただきます。

また、このときには懲役ちようえきまたは罰金ばつぎんに処せられることがあります。

## 13. <sup>げんめん</sup>減免をうけられるもの

生活保護を受けた場合には 次の料金や税金が免除または減額されます。

- ① <sup>こくみんねんきんほけんりょう</sup>国民年金保険料
- ② <sup>し</sup>市・<sup>けんみんぜい</sup>県民税、<sup>こていしさんぜい</sup>固定資産税
- ③ <sup>ほうそうじゅしんりょう</sup>NHK放送受信料
- ④ <sup>ほいくりょう</sup>保育料

## 14. 一時扶助等について

生活保護は、その内容によって、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助と臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助などがあり、必要に応じて支給されます。

生活保護は事前の申請が原則ですが、以下の主な一時扶助などについては、特に福祉事務所に事前の相談・申請を行ってください。

〈一時扶助〉毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものは、すべて含まれています。しかしながら、出産、入学、入退院などの場合や新しく保護される者で物資などの持ち合わせがない場合に限り、一時的に一定のものを支給します。

### ○被服費

布団・布団類が全くない又は全く使用にたえなくなった場合の費用



被服・被服を持っていない場合の費用

新生児被服等・・出産を控えて産着などを必要とする場合の費用

寝巻等・入院を必要とする者が入院に際し、寝巻などが全くない又は  
使用にたえない場合の費用

おむつ・常時失禁状態にある者でおむつを必要とする場合の費用

○入学準備金・小・中学校の入学準備に必要な費用

○家具什器・長期入院後退院する単身者、災害罹災者などの場合に必要  
とする炊事用具・食器類の費用

○配電設備・はじめて配電設備を新設する際の費用

○水道等設備・井戸水が飲用に適しないなど水道の設備がどうしても  
必要な場合の費用

〈その他〉

○転居の際の敷金等・退院する場合や都市計画法などによって転居が  
真にやむを得ない場合に必要な費用

○家屋補修費・家屋の屋根や壁などの補修を必要とする場合の費用

○入浴設備の敷設・重度の心身障害者、歩行困難な老人などで近隣に  
公衆浴場がないときに必要な費用

○通学用自転車・通学のために自転車を使用しなければならない場合の  
自転車の購入費

〈治療材料、施術、医療扶助の移送費の給付〉

- 治療材料の給付・眼鏡、歩行補助つえ、義肢、ストーマ装具などの給付を受ける費用
- 施術の給付・柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージの給付を受ける費用
- 移送の給付・医療機関に通院する際等の交通費

なお、それぞれの支給には一定の条件や上限額がありますので、上記の項目であっても、支給されない場合があります。また、一時扶助は上記項目以外でもありますので、まずは福祉事務所にご相談ください。支給にあたっては、領収書などの書類が必要な場合もあります。